

社会福祉法人S i g n 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人S i g n（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 当法人の職員を兼務する常勤役員等については、職員としての給与及び賞与を支給することとし、役員報酬については、無報酬とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第2に定める額とする。ただし、出席を伴わない書面による省略決議が行われた場合は、無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

3 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。その場合、支払日は毎月20日とし、当日が土曜・日曜・祝祭日・その他法人が指定する休日等に当たるときは、その前日の平日の日とする。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

本規程は、平成30年7月1日から施行する。

本規程は、令和元年6月24日から施行する。なお、変更後の役員報酬規程（第2条、第4条、第5条及び別表の改定規程）は、平成31年4月1日から遡及して適用する。

別表第1（非常勤役員等の報酬）

1.評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円

2.理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円

3.監事

	日額
監事監査等への出席	5,000 円
理事会等会議への出席	5,000 円